

## 木曽川水系河川整備計画(変更原案) 意見用紙

※必須記載事項（記載が無い場合はご意見として受付できません）

※ ふりがな お名前	こんどう ゆりこ 近藤 ゆり子
※ ご住所	〒503- [REDACTED]
ご連絡先 (差し支えなければご記入願います。)	[REDACTED]

## 水防災意識社会の再構築に対するご意見

【本文 第3章第1節第1項4(2)、第3章第2節第1項9(2)(3)(4)(5)】

## 本文 第3章第2節第1項9 関連

ハード対策のみでは水防災には対応しきれない、ソフト対策も必要だ、という問題意識は、河川管理者においてもようやく定着してきたようであるが（20年遅い！）、まだ「縦割り行政」を脱却できていないために「河川管理者がハードで対応できない分は、情報を提供するから、あとは自助努力（自己責任）で」という無責任な話にすり替わってしまっている。（「住民の防災意識の向上を図る」！！ 防災意識の低い住民が悪い？ 河川管理者によるハード整備に頼れ、と何十年にもわたって住民に刷り込みを行ったのはどこのどちら様だったっけ？ 住民の自主的な防災意識を、河川管理者こそが奪ってきたことにつき、まずは文書の上でも十分な反省を示すべきだ。）

川は溢れる。目標とする規模の洪水を流下させることができたとしても、想定規模を超える洪水は発生しうる（今後はますます頻繁に）。さらに、大臣管理区間ではない場所であれば、本川でも目標とする規模の洪水を安全に流下させられない箇所は、気が遠くなるくらい沢山存在するし、支川となれば、遙かに小さい規模の洪水でも安全に流下させられない。結局「川は溢れる」。

今改めてハザードマップをみれば、とても安心して居住出来ないような場所に、かつては行政が率先して住宅開発を進めてきた。ここ四半世紀というスパンでも浸水の危険を伝えずに、行政は建築確認を出してきた。都市計画／建築確認は河川管理者の権限の範囲外である、ということで免罪されると考えるとしたら、あまりにも「縦割り行政」感覚に浸りきっている（＝住民安全を守る、という根本よりも、行政組織の論理を優先する、悪い意味での「行政マン感覚」）といわざるをえない。甚大な水害被害に遭った住民にとって「都市局の責任か」「河川局（水管理・国土保全局）の責任か」など、全く関係ない。

また、21世紀に入ってからさえ、河川管理者は「ダムさえ出来れば安全になる」という虚偽宣伝を振りまいてきた。河川管理に携わる河川技術者は、個人としては「ダムさえ出来れば安全になる」などというお伽噺を（遅くとも1990年代以降は）信じてはいなかっただろうが、組織としての河川管理者は「ダムさえ出来れば安全になる」という「誤解」を積極的に解こうとせず、ときにはその「誤解」を積極的に醸成することさえしてきたのが実態である（揖斐川流域に暮らす住民として、その事実を詳しく見聞してきた）。

「ダムさえ出来れば安全になる／上流にダムができる（できた）のだから安全なはずだ」と信じて危険箇所之家を建てた本人が悪いのだろうか？ 一般の人間にとって、家などは一生に一度の買い物である。不良品を掴まされていたと気づいたからといって、おいそれと買い換えることはできない。大雨が降るときは、ひたすらハザードマップを眺め、スマホの情報に一喜一憂し、最後は自己責任で命からがら逃げるしかない、というのであろう

うか？

河川政策は「河川」の範囲で完結するはずがない。人命・財産を本気で守るには、現行の縦割り法制度の枠内では無理なのだ。河川法、都市計画法、水防法の枠を越え、積極的に「流域治水」を推進すべきである。（上述の例－危険箇所に住宅を建ててしまった－でいえば「建て替え」が容易にできるように資金援助をする、など。気が遠くなるような先の話になってしまう堤防整備の完成を追求するよりも、遙かに安価に短期間で危険防止に結びつけられる）。

「河川整備計画変更」という枠では、上述のようなところまで踏み込めないのは理解はするが、当該箇所の記述は、結局のところ「空虚、無意味、無内容、無責任な言葉ヅラの帳尻合わせ」となってしまうっていると指弾せざるをえない。

## 良好な自然環境の保全・再生及び魅力有る水辺空間の創出に対する ご意見【本文 第3章第1節第3項2(4)、第3章第2節第3項2(1)(2)(3)】

### 長良川遊水地に対するご意見

【本文 第3章第1節第1項1(3)、第3章第1節第1項4(2)】

#### 本文 第3章第1節第1項4(2)

「従来から遊水機能を有する地域については、木曾川水系河川整備基本方針を見据えて、その機能の積極的な保全に努め、将来的な遊水地としての整備も視野に入れる」という考え方の方向性は悪くない。

だが、今回、長良川で整備する遊水池として挙げられた2つの地区のうち、主要なほう（計画上の調節量ので73%を占める）である「横越」についていえば、この考え方からも逸脱した奇妙なものである。

#### 1) 情報の出し方について

「横越」を候補地とした住民説明会などは、遅くとも2015年には開始され、計画案に関するさまざまな「図」等も出されている。公表されている木曾川水系流域委員会資料でも、(確定的とはいわないし、肝心なところがよくわからないものではあるが) およその計画図(断面図も)も出されている。しかし、今回「河川整備計画変更原案」として意見募集に付した資料には、単に「横越」という地名と4万分の1の地図があるだけで、意見の出しようもないものである。

「正式に決まっていないから(情報は)出せない」とする一方で「正式に決まった」ら、もう住民・市民には口を出させない、という昔ながらの「お上」手法の全面展開ではないか。これは1997年河川法改正の意味も没却するもので、河法16条の2第4項に則って行われている今回の「ご意見募集」を、河川管理者自らが無意味化している、と批判せざるをえない。

以下、今回の「ご意見募集」の資料にはないが、木曾川水系流域委員会資料や、木曾川上流河川事務所への聞き取り、たまたま入手した住民説明会資料や現地見学等で得た情報を基に、意見(懸念というべきか)を述べる。

#### 2) 河道内の遊水池？

一般的に「遊水池／遊水機能を有する地域」とされるのは、河道外にあって、大きな規模の洪水時にだけ浸水し、貯留機能を果たすものである。河道内の「遊水池」というのはかなりレアなケースであり、「遊水池」として相応しいのか、大いに疑問がある。木曾川上流河川事務所に問い合わせたところ、他の事例として荒川調節池を紹介してきた。しかし、荒川調節池はもともとは「河道内貯水池」として利水を目的に作られたものであり、歴史的・社会的条件も、規模も全く異なるので、比較して論じる対象たりえない。

常識でいえば、河道内に工作物を作ることで、当該箇所及び上流部分を現況より危険にってしまうと考えられる。「いや、そうではない」と言うなら、その根拠を示すべきで、「河川整備計画に位置づけてから設計に入るので、今は示すことができない」というのは、河川法16条の2第4項を「嘗めている」。また「今後、地元と十分に話し合っ進めて行く」などというのは、何の担保にもならない（「地元を無視して進める」などと公言する役人は存在しないであろう。そこでいう「地元」とはどのような範囲のどのような人々を指すのか、その意見はどう反映されるのか、さっぱりわからない）。

また、囲繞堤の高さが左右両岸堤の現況の堤防高より遙かに高い、というのも大いに懸念されるところである。（→ 3）、 5）

### 3) 左岸の問題

河道内に囲繞堤を作ることによって、一定水位（貯留池に流入させる越流堤の高さ）までは河道幅が現況より狭小になると考えられる。河道掘削等で河道断面を確保するというが、「河道幅が狭くなる」ことによる左岸堤防への負荷の増大は避けられないのではないか。また当該箇所は右に向かって湾曲しており、上流から来る水（及び倒木等）は左岸堤に当たってしまう箇所である。この負荷を増大させることは危険であると思われる。

左岸堤の現況の高さはHWL + 0.3mそこそこ。計画堤防高はHWL + 1.5mとなっているらしいが、これがいつ実現するのか、具体的な計画は存在しない。皮肉を込めて、この箇所では、一定規模以上の洪水では、確実に越流が起これること破堤には至らない、あるいは破堤までの「時間稼ぎ」は可能なのかもしれない。その際にはこの地点で合流する余取川へのバックウォーターも含めて、まさにハザードマップに示されている通り、左岸側は一面浸水することになるであろう（河道内に作られようとしている「遊水池」に流入・貯留されよりずっと大量の水が、長良川本流から溢れ出ると想像される）。当該箇所左岸は、水田が広がり（病院は高く土盛りして作られている）、一見すると浸水によって大きな被害は（少なくとも人的被害や床上浸水被害は）ないかのように見える。しかし、ここより南部（当該箇所より低い）の東海北陸自動車道・美濃IC付近は、積極的に「開発」されており、新たな住宅も建っている。

美濃市南部（及び関市北部）の長良川左岸に新たに入ってきた住民は、「何も知らされないまま危険に晒される」という計画となってしまうのではないか。

### 4) 右岸の問題

横越地区は、背後の山のほうからの水が流れ込む地域である。遊水池の囲繞堤が作られれば、長時間そこに高い水位の水が留まることになる。これまで中州下端付近で排水されて水はどうなるのか。

「河川整備計画に位置づけてから設計に入るので、今は示すことができない」「今後、地元と十分に話し合っ進めて行く」という状態で「とにかく河川整備計画に位置づけるのが先」というのは、順序が逆である。

### 5) 下流都市部のために上流の住民は犠牲になるのはやむをえない？

「従来から遊水機能を有する地域」というのは、洪水時にそこに水が貯まることで、下流への負荷を軽減する機能を担ってきた。そういう意味では、美濃市、関市あたりに多々存在する「従来から遊水機能を有する地域」が、岐阜市街地を洪水被害から守ってきたともいえる。

だからといって、「下流都市部のために上流の住民は犠牲になるのは当たり前」という話ではなかろう。現況より治水における安全度が低下するという犠牲を、現にそこに居住する住民に強いてはならない。

今回の「横越」遊水池の計画は、「安い値段で土地が取得できる」「本来2008年の河川整備計画で位置づけなければならなかった『宿題』を計画文言上は果たすことができる」という河川管理者の一方的「都合」によるものと思えない。

本来、最初に策定した河川整備計画にきちんと位置づけるべきものを10年以上放置してきたのである。ここで強引に「横越」という地名（場所）と「遊水池」を結びつける必要はない。

改めて「見直し」「出直し」を求める。

## 地震・津波に対する安全性の強化に対するご意見

【本文 第3章第1節第1項2(3)】

長良川河口堰の津波時のゲート開閉に大きな懸念がある。

大地震があったとき、電源確保の問題、機器の故障、ピアの変形など、長良川河口堰のゲートの開閉が確実に作動できるのか。津波の際には全開操作をすることになっているが、ゲートが上がらなかつたら、施設全体が大きな損傷を受け、破壊された施設の部材が押し流されて住宅等を破壊する、というシナリオも考えられる。（ゲート操作が予定通りにいったとしても、ピアの分は「障害物」であるには違いない。）

長良川河口堰は、運用開始後、四半世紀経っても16%しか水が使われていない（しかも代替水源がある）。そして今後は都市用水需要は一層減少していく、という時代となった。長良川の汽水域を消滅させた長良川河口堰がもつ負の環境影響は甚大である。

そう遅くないうちに老朽施設となり、大規模な補修が必要となってしまう長良川河口堰は、施設更新ではなく、撤去をこそ真剣に検討すべき施設である。将来に備えて、必要なデータを集め、分析していくためにも、愛知県から投げかけられている「試験開門」を早期に実施すべきである。

その他、今回のパブコメの対象になっていないが：

#### ◎本文 第1章第2節第5項 関連

このところ、国交省の文書には、いわば決まり文句のように「年間降水量の減少傾向と、その変動幅の拡大傾向が続いている」と記載されている。しかし蔵治・東大教授によれば、《年間降水量の「変動幅の拡大傾向」》は確かにあるが、《年間降水量の「減少傾向」》は、どのスパンでみるか（期間をどう採るか）によって変わり、科学的に証明されているとはいえない。科学的根拠が明確でないものを行政文書に繰り返し記載するのは、国民への「刷り込み／洗脳」であり、控えるべきものである。

また、1994年 地盤沈下は、主に河川近辺に集中しており、降雨量の少なさ→河川水の減少→乾燥による圧密が主な原因であって、「この現象は、深層地下水の過剰取水で発生するもの」とするのは誤りではないか（少なくとも科学的根拠があるとはいえない）。

「年間降水量の減少傾向と、その変動幅の拡大傾向」「地盤沈下」「異常渇水対策」というフレーズは長らく都市用水の水源開発ダムを建設する理由（正当化）として使われてきた。木曾川水系では新規の都市用水の水源開発ダム建設の計画はないが、徳山ダムで開発してしまった（が、実は使い途のない）水を導水するための木曾川水系連絡導水路計画が存在している。要らないものを要ると言い募るためのフレーズとして使われ続けた経緯からすれば、このフレーズ（決まり文句）は、使わない方向で再検討されるべきである。

#### ◎本文 第3章第1節第2項2(1)②及び3、第3章第2節第3項1(2) 関連

異常気象による「想定外」の渇水に対して、ハードで対応しようとするのが根本的に誤っている。

「想定を超える」からこそ「異常気象」と呼ぶのであり、「想定外」の事象にハードで備えることはありえない。青天井のコストをかけることになってしまう。木曾川水系連絡導水路は、異常渇水対策としては「下の下の策」である。

「どんな異常渇水のときでも、蛇口をひねれば好きなだけ水が使える」ことなど、市民は望んではいない。市民に河川の情報を提供して、前倒して節水を呼びかけるのは当たり前。異常渇水時には、河川法53条を十分に活かして、さまざまな水利団体と連携して調整する（木曾川水系の膨大な農業用水は、フルには使われていない。場合によっては既得農業用水に十分な「敬意」を払い、かつ十分な経済的補償をしつつ融通を依頼することは十分に考えられる）。それでも足りないほど（＝1994年渇水規模を遙かに超えるこれまで経験したことのない異常渇水）ときには、どうしても「足りない」のであって、導水路があれば大丈夫、という話ではない（徳山ダムに貯水した水は、底水まで使えるわけではないことは河川管理者は十分承知のこと。ダム底の「水」はとんでもない「毒水」である。ダム水位が下がり、選択取水施設の最下端で取水せざるを得ないほどの渇水状況になったとき、果たして河川に流せる水質の水が採れるのかどうか、大いに疑問である）。

「徳山ダムができちゃったから導水路を作らねばならない」（ダム自体がサンクコストになるのを回避したい）という欲求から、新たな投資をすることは「コンコルドの誤謬」に他ならない。1950年代、60年代は、都市用水需要は急上昇し、いくら開発しても追いつかない、と思われていた。だが1973年のオイルショック以降、需要の伸びは低下し、開発した水が使われない「水余り」となっている。にもかかわらず「長期的・先行的」という古臭いフレーズで徳山ダムを作ってしまった。水資源開発ダム・徳山ダムは、開発水が一滴も使われない、という宿命を建設時から背負っていたのである。（でもって、もともとの計画にはなかった「異常渇水対策」として無理矢理水を使おうとしている一小手先の辻褄合わせにすぎない）。異常渇水で河川水が減少しているときに、徳山ダムから導水した水を河川に導水することは、河川環境にとって致命的ともいえる悪影響をもたらす可能性が高い。「木曾川のヤマトシジミのため」などという笑止千万な理由を付けねばならない木曾川水系連絡導水路計画は、河川整備計画から外すべきである。